

消防士長の選考による昇任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月17日

新潟市消防局長 大泉 敏一

新潟市消防局訓令第11号

消防士長の選考による昇任に関する規程の一部を改正する規程

消防士長の選考による昇任に関する規程（令和5年12月6日新潟市消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（資格）

第2条 選考の資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 消防副士長の階級にあること。
- （2） 消防副士長として満2年以上の勤務実績を有し、かつ満39歳以上であること。
- （3） 選考実施前の直近4期分の能力態度評価及び直近2期分の業績評価の全体評価がいずれも3以上であること。
- （4） 選考実施前1年以内に懲戒処分を受けていないこと。
- （5） 過去に降任している場合、降任の日から1年以上経過していること。
- （6） 選考実施年度の基礎教養検定に合格していること。

2 前項第1号及び第2号の基準日は、選考を実施する年度の4月1日とする。

附 則

この規程は、令和6年6月17日から施行する。